

議案第二号

三朝町議会議規則の全部改正について

三朝町議会議規則（昭和三十四年三朝町議会議規則第一号）の全部

を別冊のとおり改正するものとする

昭和四十年九月二十九日提出



提出者 三朝町議會議員 牧田 禎

賛成者 右 同 天野 廉 三

賛成者 右 同 大橋 一 男

賛成者 右 同 山崎 辰 巳

昭和四拾年九月九日 原案可決

三朝町議會議長 矢田秀雄

会議規則提案理由
委員会議案

行政の近代化とともに 町村議会に課せられた責務は益々重要性を帯び 又地方自治法の改正等もあつて 全国町村議会議長会が各県の意見を呈して立案し 準則として示されたもので 此の際 準則にもとづいて 全部改正を行い 議会運営の合理化 能率化をはかりたいとするものである。

一 會議規則

改正の要矣

第三條 新らしく設けられた。

第一五條

第二六條

第二七條

第三二條

第四四條第三項

第四五條

第五六條第三項

第六一條

第七二條第二項

第八〇條

第八六條

第八八條

第九五條

第九六條

第一〇六條 現行 憲罰事犯の委員会付託の可否は討論を用いずて会議にはかつて決める。

改正案

憲罰事犯については議会は第三十七條(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第一項の規定にかかわらず委員会に付託しなすべし。決定するべきでない。

右のように新しく条項を加つたため現行は百一十條であるが改正案では百十二條となる。

二 委員会条例

第五條に第二項及び第三項が新しく設けられる。

別表の各常任委員会の所管事項(現行では)総務常任委員会の所管事項

は総務課、町民室、出納室の所管に属する事務に關する言々であるが、町の課室

設置条例の改正等の關係から改正案ではそれぞれが常任委員会の所管の

主たる業務の名称とした。

三朝町 議 会 会 議 規 則

目 次

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 第一章 | 総則（第一条——第十三条） | 一 |
| 第二章 | 議案及び動議（第十四条——第十九条） | 四 |
| 第三章 | 議事日程（第二十条——第二十四条） | 五 |
| 第四章 | 選挙（第二十五条——第三十三条） | 六 |
| 第五章 | 議事（第三十四条——第四十六条） | 八 |
| 第六章 | 発言（第四十七条——第六十一条） | 十一 |
| 第七章 | 委員会（第六十二条——第七十三条） | 十五 |
| 第八章 | 表決（第七十四条——第八十四条） | 十七 |
| 第九章 | 請願（第八十五条——第九十条） | 十九 |
| 第十章 | 秘密会（第九十一条——第九十二条） | 二十一 |
| 第十一章 | 辞職及び資格の決定（第九十三条——第九十六条） | 二十二 |
| 第十二章 | 規律（第九十七条——第一百零四条） | 二十三 |
| 第十三章 | 懲罰（第一百五条——第一百零条） | 二十四 |
| 第十四章 | 会議録（第一百一十一条——第一百十二条） | 二十五 |
| 第十五章 | 補則（第一百三十三条） | 二十六 |
| 附 則 | | 二十七 |

三朝町 議 会 会 議 規 則

第一章 総 則

（参 集）

第一条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第二条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所または連絡所の届出）

第三条 議員は、別に宿所または連絡所を定めるときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議 席）

第四条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後あらたに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会 期)

第五条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第六条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第七条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の閉閉)

第八条 議会の閉閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、振鈴で報ずる。

(休 会)

第十条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の閉閉)

第十一条 開議、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前または散会、延会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第十二条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、議長は、議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告)

第十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百十三条（定足数）の規定による出席催告の方法は、議事録に現在する議員または議員の住所（別に宿所または連絡所の届け出をした者については、当該届け出の宿所または連絡所）に、文書または口頭をもつて行なり。

第二章 議案及び動議

(議案の提出)

第十四条 議員が議案を提出しよるとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第一百二条(議員の議案提出権)第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては三人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第十六条 動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に三人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第十七条 修正の動議は、その案をそなえ、法第一百五條の二(修正の動議)の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては三人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第十八条 他の事件に先だつて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回または訂正及び動議の撤回)

第十九条 会議の議題となつた事件を撤回し、または訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならぬ。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなくてはならない。

第三章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第二十条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第二十一条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第二十二條 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第二十三條 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、またはその議事が終らなかつたときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第二十四條 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて延会することができる。

第四章 選挙

(選挙の宣告)

第二十五條 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第二十六條 選挙を行なう宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第二十七條 投票による選挙を行なうときは、議長は、第二十五條(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第二十八條 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第二十九條 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第三十條 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第三十一條 議長は、開票を宣告した後、二人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかつて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十二條 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第三十三条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第五章 議事

(議題の宣告)

第三十四条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第三十五条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第三十六条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第三十七条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるとときは質疑の後、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて所管の常任委員会または特別委員会に付託することができる。ただし、他に特別の規定があるものは、この限りでない。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第三十八条 委員会に付託した事件は、第七十三条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第三十九条 委員会が審査または調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者で第七十二条(少数意見の留保)第二項の手續を行なつた者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 第一項の報告は、討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第四十条 提出者の説明または委員長の報告もしくは少数意見の報告が終つたときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第四十一条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。

修正案に関しては、事件または修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また

同様とする。

(討論及び表決)

第四十二条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第四十三条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査または調査期限)

第四十四条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査または調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査または調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前二項の期限までに審査または調査を終らなかつたときは、その事件は、第三十八条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(再審査のための再付託)

第四十五条 委員会の審査または調査を経て報告された事件で、なお審査または調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を同一の委員会または他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十六条 延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第六章 発言

言

(発言の許可等)

第四十七条 発言は、すべて議長の許可を得た後、~~発~~壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を~~登壇~~させることができる。

(発言の要求)

第四十八条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならぬ。

2 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第四十九条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第五十条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、

議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第五十一条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第五十二条 質疑は、同一議員につき、同一議題について二回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第五十三条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第五十四条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものまたは直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならぬ。

(発言の継続)

第五十五条 延会、中止または休憩のため発言が終らなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略または終結)

第五十六条 質疑または討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑または討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑もしくは討論終結の動議または質疑もしくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第五十七条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第五十八条 議員は、三朝町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
(緊急質問等)

第五十九条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いなくて会議にはからなければならぬ。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
5。

(準用規定)

第六十条 質問については、第五十二条(質疑の回数)及び第五十六条(質疑、討論の省略または終結)の規定を準用する。

(発言の取消または訂正)

第六十一条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消しまたは議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第七章 委員会

(議長への通知)

第六十二条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をおらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第六十三条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第六十四条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第六十五条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明または意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第六十六条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をおらかじめ委員長に提出しなければならない。

(連合審査会)

第六十七条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭または記録提出の要求)

第六十八条 委員会は、法第百条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭または記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。
(所管事務の調査)

第六十九条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
(委員の派遣)

第七十条 委員会は、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第七十一条 委員会は、閉会中もお審査または調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第七十二条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第七十三条 委員会は、事件の審査または調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第八章 表 決

(表決問題の宣告)

第七十四条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第七十五条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第七十六条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第七十七条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員三人以

上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第七十八条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員三人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第七十九条 投票による表決を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱)

第八十条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第八十一条 投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)第一項及び才三十三

条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第八十二条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第八十三条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第八十四条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第九章 請 願

(請願書の記載事項等)

- 第八十五条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。
- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名または記名押印しなければならない。
 - 3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

- 第八十六条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。
- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

（請願の委員会付託）

- 第八十七条 議長は、第三十七条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第一項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会に付託する。ただし、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
 - 3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二件以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

- 第八十八条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

- 第八十九条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議会に報告しなければならない。

- 一 採択すべきもの
- 二 不採択とすべきもの

- 2 採択すべきものと決定した請願で、長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（陳情書等の処理）

- 第九十条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第十章 秘密会

（指定者以外の退場）

- 第九十一条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以

外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第九十二条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

第十一章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第九十三条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議にはかつてその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第九十四条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第九十五条 法第二百二十七条(失職及び資格決定)第一項の規定により、議員の被選挙権

議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第九十六条 前条の要求については、議会は、第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)才一項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

第十二章 規 律

(品位の尊重)

第九十七条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(服 装)

第九十八条 何人も、議場に入るときは、見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第九十九条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離 席)

第一百条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁 煙)

第一百一条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第二百二条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙または書籍の類を閲覧してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第二百三条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第二百四条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第十三章 懲 罰

(懲罰動議の提出)

第二百五条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた翌日までに提出しなければならない。ただし、第十二条(秘密の保持)才二項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第二百六条 懲罰事犯については、議会は、才三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)才一項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

(戒告または陳謝の方法)

第二百七条 戒告または陳謝は、議会の決めた戒告文または陳謝文によつて行なうものとする。

(出席停止の期間)

第二百八条 出席停止は、七日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合またはすでに出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第二百九条 出席を停止された議員が、その期間内に議会の会議または委員会に出席したときは、議長または委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第二百十条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十四章 会 議 録

(会議録の記載事項)

第二百十一条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

- 三 出席及び欠席議員の氏名
 - 四 職務のため議場に出席した事務局職員職員の職氏名
 - 五 説明のため出席した者の職氏名
 - 六 議事日程
 - 七 議長の諸報告
 - 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 - 九 委員会報告書及び少数意見報告書
 - 十 会議に付した事件
 - 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - 十二 選挙の経過
 - 十三 議事の経過
 - 十四 記名投票における賛否の氏名
 - 十五 その他議長または議会において必要と認めたる事項
- (会議録署名議員)
- 第百十二条 会議録に署名すべき議員は、二人とし、議長が会議において指名する。

第十五章 補 則

第百十三条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはか
つて決める。

附 則

この規則は、昭和三十一年拾月一日から施行する。